

2 都市景観

～歴史・文化・みどりにより風格ある都市景観が醸成されたまち

<A 基本計画の目標>

豊かな自然環境と歴史的遺産等が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざします。
 都市の歴史を彷彿させ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成をめざします。
 地域の貴重な景観資源の保全とともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観形成をめざします。
 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成をめざします。
 市民・事業者・NPO等との協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりを積極的に推進します。

<B 目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H20	H21	H22	H23	対前年度
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	56.6 %	59.5 %	62.2 %	63.9 %	58.8 %	↓

<C 目標達成に向けた23年度の実績と自己評価>

※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント)

【まちづくり景観部】	自己評価
景観地区の指定後、地域ごとの個性豊かな景観形成のため、さらに質の高いまち並みづくり等のきめ細かいルールづくりを行い、北鎌倉東地区の住民から北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書が提出されたことから、現在、その内容に基づく都市計画変更を実現するため、権利者及び地元住民の合意形成に向けて慎重な調整を図っています。	○
地区計画の策定に関する相談があった十二所積善第2地区において、地域のシンボル街路からの眺望を重視した緑多くうらおいのある低層住宅地の形成と維持・保全について、地権者等と合意を図ることができたことから、都市計画の決定を行いました。	◎
良好なまちづくりを自主的に考えている1地区において、説明会等を開催し、目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて理解を深めた結果、「梶原山まちづくり地区」として自主まちづくり計画の提案がなされました。	◎
景観計画策定から5年が経過することから、短期の推進スケジュールの実施状況について検証を行いました。また、これらを基に景観審議会の意見を聴きながら、平成24年度に行う中・長期の推進スケジュールの見直しに向けた検討を行いました。	◎
旧華頂宮邸の活用の基本方針を検討するため、市民参加による旧華頂宮邸活用検討協議会を開催し、市民の幅広い意見を基に2回の活用実験を実施しました。それらの成果などを踏まえ、協議会の意見を取りまとめた「提言」を作成し、平成23年3月に市長に提出しました。	◎

市民や県下唯一の景観整備機構との協働による親子景観セミナーを旧華頂宮邸の活用実験に合わせて実施したほか、藤沢市と連携した景観ウォーキングを行いました。また、景観形成推進委員とともに第5回景観づくり賞の実施に向けた準備を進めるなど、景観意識の向上を目指した普及啓発事業を実施しました。



前年度当初目標に対し、◎＝80%以上○＝50%以上△＝30%以上×＝30%未満

<D 前回の市民評価委員会などからの指摘への対応状況>

市民評価委員会などからの指摘

指摘等に対する改善策・対応など

【まちづくり景観部】

<p>地区計画や自主まちづくり計画の策定等にあって、今後も説明会等の開催、地区住民の目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて一層の理解を深めていく必要がある。</p>		<p>地区計画や自主まちづくり計画の策定等の相談に対しては、まちづくり条例の改正を行い、まちづくり市民団体への支援や専門家の派遣制度をさらに充実し、地区住民の目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて、より一層理解を深めてもらえる体制としました。</p>
<p>駐車場や屋外看板の環境への配慮など、民間側への景観対策誘導を効果的に進め、古都にふさわしい景観形成をめざすよう、官民の協力がさらに求められる。</p>		<p>景観計画に定めた屋外広告物の制限のほか、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」に定めるコインパーキングの設置基準に基づき、事業者と事前協議を行い、官民の協力を進めています。</p>
<p>景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要。</p>		<p>景観計画の策定や景観地区の指定により景観法に基づく制度を整え、各種手続を通じた市民の景観意識の醸成を図るとともに、景観づくり賞や親子景観セミナー、出前講座などの普及啓発事業にも継続的に取り組んでいます。23年度にはさらに藤沢市と連携した景観ウォーキングを実施し、より広域的な取組を進めました。</p>
<p>屋外広告物の規制に関して、わかりやすい目標指標が欲しい。</p>		<p>本市独自の除却キャンペーン等により違法な広告物は減少していますが、屋外広告物については量の規制だけでなく、質を高めることも重要であり、引き続きこれらの普及啓発を通じて、市民、事業者の意識醸成を図っています。わかりやすい目標指標についても、これらの点を踏まえ引き続き検討していきます。</p>

<E 23年度未達成事業の課題・問題点など>

【まちづくり景観部】

◎ 屋外広告物の未申請物件については、引き続き未申請物件の減少に努めていきますが、個々の屋外広告物の掲出者に対しては屋外広告物制度の趣旨を説明して十分な理解を求めることが、広く事業者の意識の醸成を図ることにつながるため、広告掲出者の十分な意識啓発を図っていくことが重要です。なお、課題克服のためには、体制強化を図る必要があります。

※未達成の理由<支障となった理由>
関係権利者等との合意形成を慎重に進める必要があります。

<F 今後の展開(取組方針)>

【まちづくり景観部】

北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書に関しては、都市計画変更の実現に向けて権利者及び地元住民の十分な理解が得られるよう慎重に対応していきます。合意形成の調整が整い次第、都市計画変更に向けた一連の都市計画手続を進めていきます。

地区計画や自主まちづくり計画の策定等にあたっては、まちづくり条例の改正により充実された、まちづくり市民団体への支援や専門家の派遣制度も活用しながら、引き続き説明会の開催など機会を捉えて、地区住民の目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて一層の理解を深めてもらうよう努力していきます。特に地区計画の策定については、目標指標である平成27年度13地区を目指し、積極的な取り組みを行います。

景観法に基づく届出制度及び認定制度を着実に運用し、景観づくり賞や景観セミナー等の普及・啓発事業を行うとともに、景観整備機構とも連携しながら、地域特性に応じた景観形成を推進します。

屋外広告物については単なる規制だけでなく、質を高めることも重要であることから、引き続き除却キャンペーン等の普及啓発を通じて、市民、事業者の意識醸成を図っていくとともに、条例制定の検討を含め、屋外広告物の適正な規制・誘導策の調査検討を行っていきます。

<G 実績指標:事業ごとの進捗を示す代表的な指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H20	H21	H22	H23	H22年度 目標値	H27年度 目標値
景観形成のルールを定めている地区の面積(+)	景観計画(全市域対象)に詳細なルールを定めている地区、景観法による景観地区の合計面積	0 ha	252 ha	252 ha	252 ha	252 ha	272 ha	371 ha
都市計画法による地区計画の箇所数(+)	都市計画法による地区計画を定めた地区の合計数	8 地区	8 地区	8 地区	8 地区	9 地区	10 地区	13 地区
屋外広告物の未申請物件数(-)	屋外広告物法に基づく未申請物件数	/	180 件	145 件	134 件	120 件	143 件	87 件
景観意識の浸透率(+)	鎌倉らしい景観に関心を持ち、行動している市民の割合	18.2 %	16.1 %	17.1 %	14.9 %	14 %	28 %	38 %

<H 事業コスト総額>

分野別事業費		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施策コスト	決算値 (A)	25,438千円	33,363千円	23,392千円	20,065千円				
	(国・県)	190千円	8,896千円	160千円	160千円				
	(負担金等)	3,100千円	2,268千円	1,681千円	0千円				
	(一般財源)	22,148千円	22,199千円	21,551千円	19,905千円				
	人員配置数	13.4人	14.0人	14.0人	14.0人				
	人件費 (B)	124,835千円	125,900千円	123,125千円	120,590千円				
	総事業費(A+B)	150,273千円	159,263千円	146,517千円	140,655千円				
	対前年比	/	106.0%	92.0%	96.0%				

鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



評価できるところ

- ・鎌倉らしさといった点から、その景観の維持には大変努力されている。
- ・自主まちづくり計画の策定等にあたっては、まちづくり条例の改正により充実された。
- ・説明会を開催するなどして、各地区の自主まちづくり計画策定を後押しし、地域によって進められている点は良いと思う。
- ・景観意識醸成に向けた取組が積極的に行われている。
- ・十二所積善第2地区に景観を重視した都市計画が決定されたことを評価する。
- ・北鎌倉をはじめ景観の保持に努めている。
- ・様々な活動が行われており、実際に看板等が改善された事例も少なからず確認できる。



課題・提言

- ・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要である。
- ・市民自らが自分たちのまちの景観を守るような市民参加型の景観維持事業も必要である。
- ・宅地の細分化に拍車がかかっており、「風格ある都市景観」が崩れつつあるが、制御できていない。
- ・自主まちづくり計画は閉鎖的なまちづくりにならないよう、行政も市全体を見据えて関わって頂きたいと思う。
- ・世界遺産登録都市(申請中)に相応しい風格のある都市景観の形成に向けて、行政・市民の努力と協力が必要であり、世界遺産関係で新たにお願ひすべきことを市民や業者、学校にお願ひして頂きたい。また、施策の具体的内容にも世界遺産関係を取り込んで頂きたい。(特にバッファゾーン。)
- ・今後の展開として、世界遺産登録後のまちづくりについて、取組方針を議論し、都市景観計画の再考も検討すべきである。
- ・屋外広告看板について、広告掲出者への意識啓発が重要とあるが、どのように進めるのか、具体案が見えない。

この分野のめざすべきまちの姿に向けた平成23年度の取組は、**良好であった。**